

平成30年7月豪雨災害により被災された組合員の皆様へ

公立学校共済組合愛媛支部

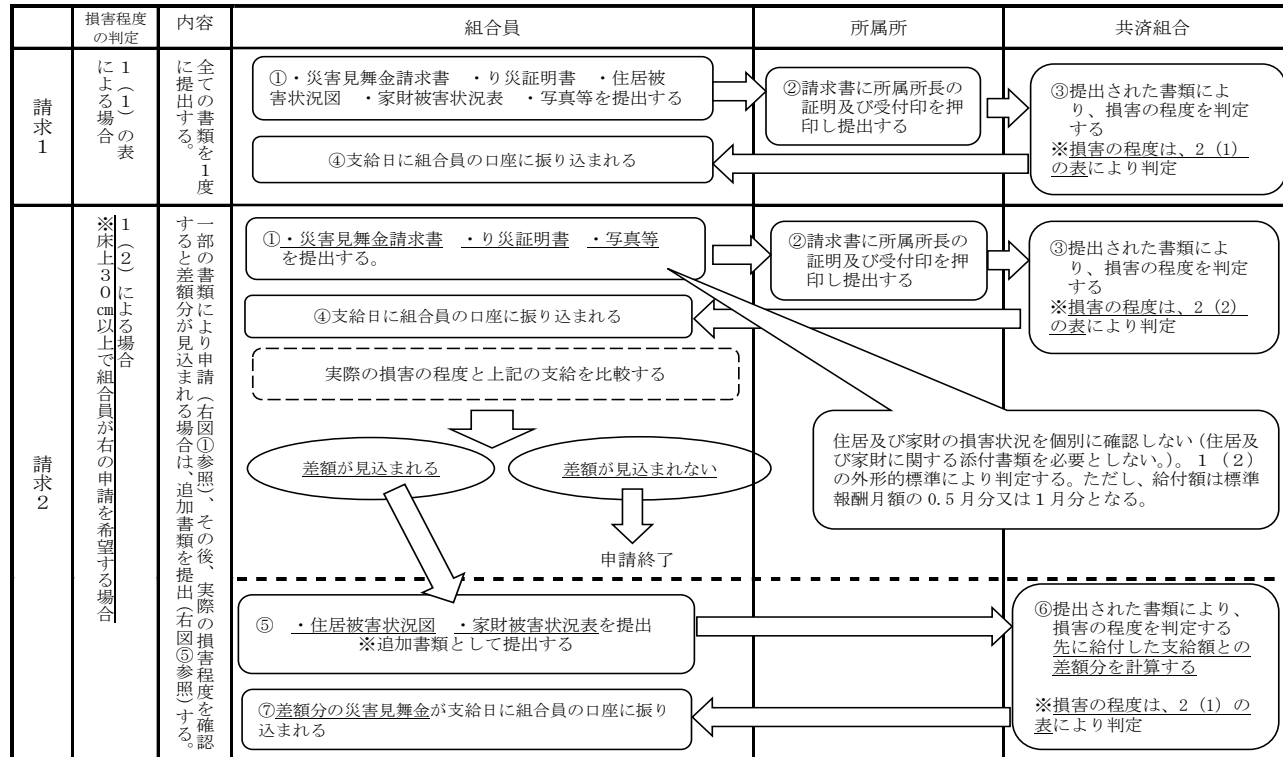
平成30年7月豪雨災害により被災された組合員の皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。
 今回の災害により被害を受けられた組合員の皆様に対し、次のような支援制度を実施しています。
 詳しくは、お問合せ先の担当係にご相談ください。

番号	区分	内 容	お問合せ先																
1	災害見舞金	<p>【概要】非常災害により組合員や被扶養者の住居及び家財に、下記1（1）又は（2）の損害が生じた場合支給します。</p> <p>【給付額】損害の程度に応じて支給します。</p> <p>1（1）損害の程度・給付額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>損害の程度</th> <th>給付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に「1」と同程度の損害を受けたとき</td> <td>標準報酬月額額の3月分</td> </tr> <tr> <td>1 住居及び家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に「1」と同程度の損害を受けたとき 3 住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき 4 住居又は家財に「3」と同程度の損害を受けたとき</td> <td>標準報酬月額額の2月分</td> </tr> <tr> <td>1 住居及び家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に「1」と同程度の損害を受けたとき 3 住居又は家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 4 住居又は家財に「3」と同程度の損害を受けたとき</td> <td>標準報酬月額額の1月分</td> </tr> <tr> <td>1 住居又は家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居又は家財に「1」と同程度の損害を受けたとき</td> <td>標準報酬月額額の0.5月分</td> </tr> </tbody> </table> <p>（2）床上浸水により損害を受け、上の表により損害の程度を判定しがたいと認めたとき （外形的標準により損害の程度を判定する場合）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>浸水の程度</th> <th>給付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>床上120センチメートル以上の場合</td> <td>標準報酬月額額の1月分</td> </tr> <tr> <td>床上30センチメートル以上の場合</td> <td>標準報酬月額額の0.5月分</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記により、損害の程度を判定する場合は、住居・家財の損害は区分しません。よって、上記（1）による申請と請求書類が異なります。 詳細については、後記2（2）をご覧ください。</p>	損害の程度	給付額	1 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に「1」と同程度の損害を受けたとき	標準報酬月額額の3月分	1 住居及び家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に「1」と同程度の損害を受けたとき 3 住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき 4 住居又は家財に「3」と同程度の損害を受けたとき	標準報酬月額額の2月分	1 住居及び家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に「1」と同程度の損害を受けたとき 3 住居又は家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 4 住居又は家財に「3」と同程度の損害を受けたとき	標準報酬月額額の1月分	1 住居又は家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居又は家財に「1」と同程度の損害を受けたとき	標準報酬月額額の0.5月分	浸水の程度	給付額	床上120センチメートル以上の場合	標準報酬月額額の1月分	床上30センチメートル以上の場合	標準報酬月額額の0.5月分	<p>給付係 ☎089-941-5393</p>
損害の程度	給付額																		
1 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に「1」と同程度の損害を受けたとき	標準報酬月額額の3月分																		
1 住居及び家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に「1」と同程度の損害を受けたとき 3 住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき 4 住居又は家財に「3」と同程度の損害を受けたとき	標準報酬月額額の2月分																		
1 住居及び家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に「1」と同程度の損害を受けたとき 3 住居又は家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 4 住居又は家財に「3」と同程度の損害を受けたとき	標準報酬月額額の1月分																		
1 住居又は家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居又は家財に「1」と同程度の損害を受けたとき	標準報酬月額額の0.5月分																		
浸水の程度	給付額																		
床上120センチメートル以上の場合	標準報酬月額額の1月分																		
床上30センチメートル以上の場合	標準報酬月額額の0.5月分																		

番号	区分	内 容	お問合せ先
		<p>2 請求手続き・提出書類</p> <p>災害見舞金の支給については、その他の請求書による給付金と同様に、毎月20日までに到着したもの（不備等ないもの）について、翌月の10日（土日祝日の場合はその前日）に組合員の指定の口座に振込みます。</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>①災害見舞金請求書 所属所長の証明が必要です。様式内にある「市区町村長、消防署長又は警察署長の証明欄」については、②の書類を添付することで省略できます。</p> <p>②り災証明書の原本（市区町村長、消防署長又は警察署長が発行したもの） ※り災証明書の返却が必要な場合は、その旨をお知らせください。共済組合で原本を確認後、返却します。</p> <p>③住居被害状況図 ※設計図等の写しに、同様の内容を記入しても構いません。</p> <p>④家財被害状況表</p> <p>⑤その他（写真、新聞記事等）</p> <p>【注意事項】</p> <p>同一世帯の中に、<u>地方公務員（地方職員共済組合、市町村職員共済組合、警察共済組合）の組合員がいる場合は、お手数ですが、請求書を提出時にお電話（公立学校共済組合愛媛支部給付係：電話089-941-5393）又は災害見舞金の請求書の余白に・ご家族の氏名、・続柄、・加入共済組合名を記入してください。</u></p> <p>(2) 床上30センチメートル以上の浸水被害があり、1（2）の表「外形的標準」により損害の程度を判定する場合の提出書類</p> <p>災害見舞金における損害の程度の判定については、原則として表1（1）の表により行いますが、判定することが困難な場合や災害見舞金の支給について緊急を要するため<u>住居及び家財等の書類を後日に提出したい場合は、1（2）の表により損害の程度を判定します。</u></p> <p>提出書類は、「災害見舞金請求書」、「り災証明書の原本」及び「その他（浸水した位置が確認できる写真）」の3点を提出してください。2（1）にある③及び④の書類の提出は不要です。</p> <p>※床上浸水の場合に、必ず、1（2）の表「外形的標準」により損害の程度を判定するわけではありません。2（1）の提出書類により請求してもかまいません。その場合は、提出された書類により、住居又は家財について個々に損害の程度を判定します。</p>	

番号	区分	内 容	お問合せ先
----	----	-----	-------

《災害見舞金の請求手続き（組合員→所属所→共済組合）について》



・請求書の提出及び給付金の支給日について：毎月20日までに到着したもの（不備がないものに限る）は、翌月の10日（土日祝日の場合はその前日）に組合員の口座に支給します。

2	組合員証等がない場合の保険医療機関等での受診	【概要】被災により、組合員証等を提示できない場合も、保険医療機関等の窓口において、氏名、生年月日、連絡先(電話番号等)及び組合員の勤務先を申し立てることにより、保険診療が受けられます。	給付係 ☎089-941-5393
3	保険医療機関等での一部負担金等の徴収猶予	【概要】保険医療機関等の窓口で支払う一部負担金等について、徴収を猶予します。 【徴収猶予の対象となる一部負担金等】 ・一部負担金 ・保険外併用療養費に係る自己負担額(食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く) ・訪問看護療養費に係る自己負担額 ・家族療養費に係る自己負担額(食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く) ・家族訪問看護療養費に係る自己負担額	給付係 ☎089-941-5393

番号	区分	内 容	お問合せ先														
		<p>【対象者】(1)及び(2)のいずれにも該当する者であること。 (1)平成30年7月豪雨に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する組合員または被扶養者であること。 (2)平成30年7月豪雨により、次のいずれかの申し立てをした者であること。 ・住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨 ・主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨 ・主たる生計維持者の行方が不明である旨 ・主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨 ・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨</p> <p>【猶予期間】当面、平成31年6月までの診療分及び調剤分の一部負担金等について平成31年6月末日まで徴収を猶予します。 ※ 猶予された一部負担金等については、<u>猶予期間終了後精算（お支払い）</u>いただく必要があります。</p>															
4	組合員証等の再発行	<p>【概要】被災により、組合員証、被扶養者証、限度額適用認定証等を紛失等した（見当たらない）場合、再交付します。 【提出書類】組合員証等再交付申請書 ※ 原則として所属所経由で提出してください。所属所を通じての再交付申請が困難な場合は、愛媛支部資格係へご連絡ください。</p>	資格係 ☎089-941-5393														
5	弔慰金 家族弔慰金	<p>【概要】組合員や被扶養者が、非常災害により亡くなられたときに支給します。 【給付額】弔慰金（本人） 標準報酬月額額の1月分 家族弔慰金（家族） 標準報酬月額額の1月分×0.7 【提出書類】・弔慰金・家族弔慰金請求書 ・死亡した方の氏名、生年月日、組合員との続柄、死亡した日・場所・原因・状況が確認できる書類 ・新聞記事等 ・遺族の順位を証明する書類（戸籍謄本）※弔慰金を請求する場合必要。</p>	給付係 ☎089-941-5393														
6	災害対策事業資金	<p>【概要】災害救助法が発動された地域内外で被害を受けられ、災害見舞金の支給を受けられる方に災害対策事業資金を支給します。 【対象者】・災害救助法が発動された地域内で被害を受けられ、前記1の災害見舞金の支給を受けられる方。 ・災害救助法が発動された地域外で、災害救助法が発動された事由と同一の事由で非常災害を受けられ、かつ、災害見舞金の支給を受けられる方。 【給付額】・対象となられた組合員1人当たり30,000円 ※ 災害見舞金等の請求手続きが災害対策事業資金の請求手続きを兼ねていますので、別途災害対策事業資金の請求は必要ありません。</p>	管理係 ☎089-941-5393														
7	貸付制度	<p>○住宅災害貸付け 組合員が自己の用に供している住宅又は敷地が水震火災その他の非常災害により5分の1以上又はこれと同程度の損害を受け、新築等（新築、改築、移築、修理、敷地購入等）をするため資金を必要とする場合 ・貸付限度額 住宅貸付けに係る貸付限度額の2倍の額 ただし、1,900万円まで 360回以内 ・申込期間 災後1年以内 ・年利率 0.99% ・添付書類 通常の住宅貸付けに必要な書類のほか、市区町村、警察署、消防署等の所轄官公署が発行するり災事実証明書</p> <p>○特定激甚災害による住宅災害貸付けについて</p> <p>・特定激甚災害被災者への住宅災害貸付け【新たに借り入れる場合】 特定激甚災害により組合員の方が居住している住宅または住宅の敷地が5分の1以上あるいはこれと同程度の損害を受け、新築等をするための資金を必要とする場合に、貸付けを受けることができます。 ・償還猶予 新規貸付けとあわせて、ご希望により最長3年間の通常の住宅災害貸付けより低い貸付利率で元金の償還猶予を受けることができます。元金の償還猶予とは、償還猶予期間中、償還猶予申出時点の貸付金残高に応じた利息のみを返済していただく制度です。 貸付利率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">貸付の種類</th> <th>年率 (A)</th> <th>保険料充当率 (B)</th> <th>実質利率 (A+B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">特定激甚災害に伴う住宅災害貸付け</td> <td>償還猶予期間中</td> <td>年 0.72%</td> <td>年 0.06%</td> <td>年 0.78%</td> </tr> <tr> <td>償還猶予期間満了後</td> <td>年 0.93%</td> <td>年 0.06%</td> <td>年 0.99%</td> </tr> </tbody> </table>	貸付の種類		年率 (A)	保険料充当率 (B)	実質利率 (A+B)	特定激甚災害に伴う住宅災害貸付け	償還猶予期間中	年 0.72%	年 0.06%	年 0.78%	償還猶予期間満了後	年 0.93%	年 0.06%	年 0.99%	貸付係 ☎089-941-5393
貸付の種類		年率 (A)	保険料充当率 (B)	実質利率 (A+B)													
特定激甚災害に伴う住宅災害貸付け	償還猶予期間中	年 0.72%	年 0.06%	年 0.78%													
	償還猶予期間満了後	年 0.93%	年 0.06%	年 0.99%													

番号	区分	内 容	お問合せ先																						
		<p>○特定激甚災害被災者の償還中の住宅貸付け等に係る貸付利率の低減等【既に借り受けている場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定激甚災害により組合員の方が居住している住宅または住宅の敷地が5分の1以上あるいはこれと同程度の損害を受け、申出をした場合には、申出をした月の翌月から償還中の貸付けに係る貸付利率の低減の適用を受けることができます。 <p>貸付利率</p> <table border="1" data-bbox="472 323 1435 445"> <thead> <tr> <th>貸付の種類</th> <th>年率 (A)</th> <th>保険料充当率 (B)</th> <th>実質利率 (A+B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定激甚災害に伴う住宅災害貸付け</td> <td>年 1.00%</td> <td>年 0.06%</td> <td>年 1.06%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・償還猶予 住宅貸付け及び住宅災害貸付けを借り受けている方が、申し出ることにより新規貸付け同様に、最長3年間の元金の償還猶予を受けることができます。ただし、利率については以下のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="472 598 1435 767"> <thead> <tr> <th colspan="2">貸付の種類</th> <th>年率 (A)</th> <th>保険料充当率 (B)</th> <th>実質利率 (A+B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">特定激甚災害に伴う住宅災害貸付け</td> <td>旧住宅償還猶予</td> <td>年 1.00%</td> <td>年 0.06%</td> <td>年 1.06%</td> </tr> <tr> <td>旧住宅災害償還猶予</td> <td>年 0.93%</td> <td>年 0.06%</td> <td>年 0.99%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※償還猶予を選択した場合には、償還猶予を選択しなかった場合と比べて、償還猶予期間中に支払う利息分だけ負担が増えることになります。</p> <p>○災害貸付け 組合員または被扶養者が水震火災その他の非常災害を受けたため資金を必要とする場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付限度額 200万円 120回以内 ・申込期間 災後3か月以内 ・年利率 0.99% ・添付書類 市区町村、警察署、消防署等の所轄官公署が発行するり災害実証明書 <p>○償還猶予 住宅又は住宅の敷地が水震火災その他の非常災害により損害を受けたとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 住宅貸付及び住宅災害貸付（介護構造部分に係る貸付を含む） ・猶予期間 申し出のあった日の属する月の翌月から12か月の範囲内 ・提出書類 償還猶予申出書 ・添付書類 市区町村、警察署、消防署等の所轄官公署が発行するり災害実証明書 	貸付の種類	年率 (A)	保険料充当率 (B)	実質利率 (A+B)	特定激甚災害に伴う住宅災害貸付け	年 1.00%	年 0.06%	年 1.06%	貸付の種類		年率 (A)	保険料充当率 (B)	実質利率 (A+B)	特定激甚災害に伴う住宅災害貸付け	旧住宅償還猶予	年 1.00%	年 0.06%	年 1.06%	旧住宅災害償還猶予	年 0.93%	年 0.06%	年 0.99%	
貸付の種類	年率 (A)	保険料充当率 (B)	実質利率 (A+B)																						
特定激甚災害に伴う住宅災害貸付け	年 1.00%	年 0.06%	年 1.06%																						
貸付の種類		年率 (A)	保険料充当率 (B)	実質利率 (A+B)																					
特定激甚災害に伴う住宅災害貸付け	旧住宅償還猶予	年 1.00%	年 0.06%	年 1.06%																					
	旧住宅災害償還猶予	年 0.93%	年 0.06%	年 0.99%																					

番号	区分	内 容	お問合せ先																																																
8	メンタルヘルス 相談事業	<p>【概要】 専門医療機関、診療心理士、産業カウンセラーなどによるメンタルヘルス相談を行っています。秘密は厳守されますので、安心してご利用ください。</p> <p>※ 共済組合愛媛支部HPに各相談事業とその利用方法等を掲載しています。 トップページ→厚生サービスを利用する→メンタルヘルス関係</p> <p>主な事業については、以下のとおり</p> <p>・「教職員こころの健康相談事業」</p> <p>県内の専門医療機関において心の健康相談に関するあらゆる問題についての相談が受けられる。相談無料。 電話で健康相談を利用する旨を伝え、予約をしてください。(年2回まで)</p> <table border="0"> <tr> <td>東予地区：</td> <td>アキクリニック</td> <td>今治市共栄町2-2-1-2F</td> <td>0898-32-4886</td> </tr> <tr> <td>中予地区：</td> <td>そのだ心療内科</td> <td>松山市和泉南5-4-21</td> <td>089-956-1884</td> </tr> <tr> <td></td> <td>眞理こころのクリニック</td> <td>松山市空港通2-13-8</td> <td>089-994-8618</td> </tr> <tr> <td></td> <td>味酒心療内科</td> <td>松山市味酒町2-9-9</td> <td>089-932-2768</td> </tr> <tr> <td></td> <td>光宗クリニック</td> <td>松山市勝山町2-5-4-2F</td> <td>089-934-7888</td> </tr> <tr> <td></td> <td>心療内科心のクリニックちばな</td> <td>松山市東雲町2番地2F</td> <td>089-933-7700</td> </tr> <tr> <td></td> <td>こおり心療内科</td> <td>松山市中央1-12-38</td> <td>089-911-5530</td> </tr> <tr> <td></td> <td>みやもとクリニック</td> <td>松山市府中800-1</td> <td>089-993-1911</td> </tr> <tr> <td></td> <td>心療内科 兵頭クリニック</td> <td>伊予郡松前町中川原456</td> <td>089-985-3311</td> </tr> <tr> <td>南予地区：</td> <td>チヨダクリニック</td> <td>八幡浜市川通1455-22</td> <td>0894-23-0011</td> </tr> <tr> <td></td> <td>松多クリニック</td> <td>西予市宇和町稲生476-8</td> <td>0894-62-6655</td> </tr> <tr> <td></td> <td>広小路診療所</td> <td>宇和島市堀端町1-13</td> <td>0895-22-1614</td> </tr> </table> <p>・「教職員心と体の健康相談」(県教委 教職員厚生室 健康支援係との共催)</p> <p>教職員健康相談室において、産業医・精神科医・臨床心理士に心と体の健康相談を受けられる。相談無料。 ※事前に電話等で予約が必要。</p> <p>・「教職員電話健康相談24」(24時間年中無休・相談無料)</p> <p>保健師等の専門家に健康に関する悩みや相談が受けられる。ただし、④については電話により受付が必要。 ①一般的な健康相談②専門医相談③小児救急相談④医療機関案内</p> <p>・「女性医師電話相談」(月～土曜日 10時～21時 祝日・年末年始を除く)</p> <p>女性医師に女性疾患の相談を受けることができる。相談無料。</p> <p>・「Web相談(心の相談)」(24時間年中無休 3営業日以内に個別に回答)</p> <p>臨床心理士にWeb上で相談が受けられる。相談無料。</p> <p>・「電話・面談メンタルヘルス相談」(電話月～土曜日10時～22時)(面談月～土曜日10時～22時)</p> <p>臨床心理士に電話や面談で相談が受けられる。相談無料。面談は1人年間5回まで</p>	東予地区：	アキクリニック	今治市共栄町2-2-1-2F	0898-32-4886	中予地区：	そのだ心療内科	松山市和泉南5-4-21	089-956-1884		眞理こころのクリニック	松山市空港通2-13-8	089-994-8618		味酒心療内科	松山市味酒町2-9-9	089-932-2768		光宗クリニック	松山市勝山町2-5-4-2F	089-934-7888		心療内科心のクリニックちばな	松山市東雲町2番地2F	089-933-7700		こおり心療内科	松山市中央1-12-38	089-911-5530		みやもとクリニック	松山市府中800-1	089-993-1911		心療内科 兵頭クリニック	伊予郡松前町中川原456	089-985-3311	南予地区：	チヨダクリニック	八幡浜市川通1455-22	0894-23-0011		松多クリニック	西予市宇和町稲生476-8	0894-62-6655		広小路診療所	宇和島市堀端町1-13	0895-22-1614	<p>教職員厚生室 健康支援係 ☎089-912-2916</p> <p>教職員厚生室 健康支援係 ☎089-912-2916</p> <p>専用フリーダイヤル 0120-24-8349</p> <p>専用フリーダイヤル 0120-215-579 相談窓口：https://www.mh-c.jp/ ログイン番号783269 専用フリーダイヤル 0120-783-269</p>
東予地区：	アキクリニック	今治市共栄町2-2-1-2F	0898-32-4886																																																
中予地区：	そのだ心療内科	松山市和泉南5-4-21	089-956-1884																																																
	眞理こころのクリニック	松山市空港通2-13-8	089-994-8618																																																
	味酒心療内科	松山市味酒町2-9-9	089-932-2768																																																
	光宗クリニック	松山市勝山町2-5-4-2F	089-934-7888																																																
	心療内科心のクリニックちばな	松山市東雲町2番地2F	089-933-7700																																																
	こおり心療内科	松山市中央1-12-38	089-911-5530																																																
	みやもとクリニック	松山市府中800-1	089-993-1911																																																
	心療内科 兵頭クリニック	伊予郡松前町中川原456	089-985-3311																																																
南予地区：	チヨダクリニック	八幡浜市川通1455-22	0894-23-0011																																																
	松多クリニック	西予市宇和町稲生476-8	0894-62-6655																																																
	広小路診療所	宇和島市堀端町1-13	0895-22-1614																																																
9	公立学校共済組合 道後宿泊所 「にぎたつ会館」 における被災者の 無料受入れ。	<p>公立学校共済組合道後宿泊所「にぎたつ会館」(松山市道後姫塚118-2)では、平成30年7月豪雨災害により被災された方を無料(宿泊料)で受け入れることとしました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 対象となる被災者 避難指示(緊急)又は避難勧告が発令された地域における当該災害に係る被災者 費用 無料(宿泊料) 但し、食事代はご負担いただきます。 実施期間 7月16日(月)～12月31日(月) 利用方法 ア 利用時には、罹災証明書又は運転免許証等本人及び住所の確認ができるものを提示してください。 イ 利用の申込みは、事前に「にぎたつ会館」(☎089-941-3939)に連絡してください。但し、予約状況によっては利用いただけない日もありますので、ご注意ください。 	<p>公立学校共済組合道後宿泊所 「にぎたつ会館」 ☎089-941-3939</p>																																																